

改正 昭和55年12月19日条例第41号

平成12年3月28日条例第35号

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、蕨市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 3人以内
 - (2) 市議会の議員 6人以内
 - (3) 市民 4人以内
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙により定め、副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(蕨市都市計画審議会条例の廃止)

- 2 蕨市都市計画審議会条例（昭和34年蕨市条例第40号）は、廃止する。

附 則（昭和55年12月19日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第3条第1項及び第5条の規定は、施行日以後任期満了により、任命される委員から適用する。
（行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）
- 3 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和39年蕨市条例第4号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）